

# 尼崎藩領

あまがさきはんりょう

出典: Web版尼崎地域史事典『apedia』

1617年（元和3）、近江国膳所藩主であった戸田氏鉄が尼崎に所替えとなり、川辺・武庫・菟原〔うはら〕・八部〔やたべ〕4郡にわたる5万石を領有した。市域は園田地区をのぞいてほとんどが藩領となり、東は神崎川から西は八部西須磨村までの西摂海岸線一帯が藩領となった。1635年（寛永12）青山幸成は戸田氏の領地をそのまま引き継いだが1643年幸成の遺言による分知にともない4万8,000石に減った。

1711年（宝永8・正徳元）松平氏（信定系）が4万石で入部したとき、青山氏領であった村々のうち市域以外の武庫・菟原・八部3郡のうち26村が公収された。その後松平氏の所領は明治までに2回変更された。1769年（明和6）には、西宮・芦屋・神戸市域の24村1万4,000石余が公収され、播磨国赤穂・宍粟〔しそく〕・多可3郡で71村1万9,000石余の替え地が与えられた。さらに1828年（文政11）宍粟郡の21村5,800石が公収され、替え地が川辺・武庫・有馬3郡で13村5,500石余与えられた。以後、廃藩までは明治初年にわずかな変更があったのみである。

執筆者: 地域研究史料館

## 関連項目

- 明和6年の上知
- 尼崎藩の飛び地領
- 尼崎市域の近世所領配置図
- 尼崎藩領の変遷



戸田氏時代～青山氏時代初期の西摂尼崎藩領村々



青山氏時代の西摂尼崎藩領村々



松平氏時代（公収前）の西摂尼崎藩領村々



松平氏時代（公収後）の西摂尼崎藩領村々

カテゴリ: 領知（近世）

# 大庄屋

おおじょうや  
(郡右衛門より転送)

出典: Web版尼崎地域史事典『apedia』

尼崎藩では、戸田・青山の時代（1617～1711）には郡右衛門と称したが、1711年（宝永8）に入封した松平のとき、入封まもなく、これを大庄屋と改称した。藩側の領村支配の職制である郡代・代官・諸奉行の指揮下にあつて、数か村ないし30か村程度の村々（の庄屋）を統括することを任とした村役人である。郡右衛門の時代には、組は川辺郡（城下尼崎を除く）に3組（地廻り組）、武庫・菟原〔うはら〕郡に各2組、八部〔やたべ〕郡に1組（以上中灘大灘組）、計8組があつた。大庄屋の時代になって、藩領の減少から、菟原・八部両郡は合わせて2組となり、1組減じた。組は郡右衛門・大庄屋の居住する村の名を冠して長洲組・生津組などと称した。1769年（明和6）武庫・菟原・八部3郡の海岸部24か村が公収され、替え地として播磨国多可・宍粟〔しろう〕・赤穂3郡のうちにおいて71か村が与えられた。これにともない村数の減じた武庫郡は組数1組に、菟原・八部も2郡で1組に減じ、地廻り3組と合わせて摂津における組数は5組となったが、播磨の飛び地では宍粟・赤穂郡各2組、多可郡1組が新設された。その後1828年（文政11）、宍粟郡の飛び地31か村のうち21か村が公収され、その替え地として摂津の川辺・武庫・有馬郡において13か村が与えられた。このときには宍粟郡で1組（岩野辺組）減少したが、新領13か村は地廻り3組と武庫郡の組（瓦林組）に分散編入され、摂津における組数に変化は生ぜずそのまま廃藩に至つた。

執筆者: 八木哲浩

## 参考文献

- 岸添和義「尼崎藩の大庄屋制度について」『地域史研究』第35巻第2号 2006

## 関連項目

- 尼崎藩領
- 明和6年の上知
- 岡本市兵衛家（大庄屋）

カテゴリ: 領主・支配（近世）

最終更新 2009年1月8日（木） 13:48

apediaについて 利用規約

Copyright © 2006-2021 Amagasaki City Museum of History. All rights reserved.

# 尼崎藩領

あまがさきはんりょう

出典: Web版尼崎地域史事典『apedia』

1617年（元和3）、近江国膳所藩主であった戸田氏鉄が尼崎に所替えとなり、川辺・武庫・菟原〔うはら〕・八部〔やたべ〕4郡にわたる5万石を領有した。市域は園田地区をのぞいてほとんどが藩領となり、東は神崎川から西は八部西須磨村までの西摂海岸線一帯が藩領となった。1635年（寛永12）青山幸成は戸田氏の領地をそのまま引き継いだが1643年幸成の遺言による分知にともない4万8,000石に減った。

1711年（宝永8・正徳元）松平氏（信定系）が4万石で入部したとき、青山氏領であった村々のうち市域以外の武庫・菟原・八部3郡のうち26村が公収された。その後松平氏の所領は明治までに2回変更された。1769年（明和6）には、西宮・芦屋・神戸市域の24村1万4,000石余が公収され、播磨国赤穂・宍粟〔しそく〕・多可3郡で71村1万9,000石余の替え地が与えられた。さらに1828年（文政11）宍粟郡の21村5,800石が公収され、替え地が川辺・武庫・有馬3郡で13村5,500石余与えられた。以後、廃藩までは明治初年にわずかな変更があったのみである。

執筆者: 地域研究史料館

## 関連項目

- 明和6年の上知
- 尼崎藩の飛び地領
- 尼崎市域の近世所領配置図
- 尼崎藩領の変遷



戸田氏時代～青山氏時代初期の西摂尼崎藩領村々



青山氏時代の西摂尼崎藩領村々



松平氏時代（公収前）の西摂尼崎藩領村々



松平氏時代（公収後）の西摂尼崎藩領村々

カテゴリ: 領知（近世）

# 明和6年の上知

めいわ6ねんのあげち（じょうち）

出典: Web版尼崎地域史事典『apedia』

1767年（明和4）長崎奉行石谷清昌が長崎から江戸へ帰る途次、命じられて摂津・河内を巡見し、灘地方の酒造地帯の豊かな風景をみて、その公収を幕府に進言した。それにもとづき、1769年2月尼崎藩領西宮・兵庫津の2町と灘地方村々、武庫郡2村、菟原〔うはら〕郡17村、八部〔やたべ〕郡3村、計22村（うち相給の村5村）が公収された。ほかに3藩・5旗本の所領13村（相給6村）も公収され、上知は合わせて2町32村に及んだ。尼崎藩は高1万4,000石余りを公収され、播磨（多可・宍粟〔しそう〕・赤穂3郡）に71村1万9,000石余りの替え地を与えられたが、豊かな地方の公収は財政的に大きな打撃となった。西宮商人の資力に頼って発行してきた尼崎藩札の整理、藩札制度の転換も余儀なくされた。譜代大名尼崎藩の弱体化が幕府に不利をもたらしたとして、植崎九八郎が上知令の撤回を求める上書を出したことも一理あることであった。

執筆者: 八木哲浩

## 関連項目

- 植崎九八郎上書
- 尼崎藩の飛び地領
- 兵庫津陣屋

カテゴリ: 領知（近世）

最終更新 2007年1月26日（金） 13:32

[apediaについて](#) [利用規約](#)

Copyright © 2006-2021 Amagasaki City Museum of History. All rights reserved.